

議 会 資 料	議案第 19 号
総 務 課	

志摩市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

地方自治法の一部改正により、令和6年度からパートタイム会計年度職員の勤勉手当が支給可能となり、併せて令和6年度からフルタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するものとする総務省の通知が発出されたことにより、対象となる会計年度任用職員が育児休業を取得した際に、勤勉手当の支給が可能となりました。

このため、育児休業をしている職員に係る勤勉手当について期末手当を支給する会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とするために改正するものです。

2. 改正する条例の要点

期末手当を支給する会計年度任用職員に対して、常勤職員と同様に、育児休業を取得した際に勤勉手当の支給することができるよう規定を整備します。

3. 改正による効果等

期末手当を支給する会計年度任用職員が育児休業を取得した際に勤勉手当の支給を可能とします。

志摩市職員の育児休業等に関する条例(平成16年志摩市条例第42号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)<u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(法<u>第22条の2第1項に規定する</u>会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____</p> <p>_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)<u>第22条の2第1項に規定する</u>会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>